



金 沢 市 公 報

第 2 7 8 0 号 の 2

平成25年(2013年)11月21日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

目次	ページ	
規 則		金沢市税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則 (税 務 課) 2
金沢市教育プラザ富樫条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 (地域教育センター) 1	1	教育委員会規則
金沢市職員被服貸与規則等の一部を改正する規則 (職 員 課) 1	1	金沢市教育委員会公印規則の一部を改正する規則 (教育総務課) 5
金沢市財務規則の一部を改正する規則 (財 政 課) 2	2	金沢市教育プラザ富樫条例施行規則の一部を改正する規則 (地域教育センター) 6

規 則

金沢市教育プラザ富樫条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成25年11月21日

金 沢 市 長 山 野 之 義

●金沢市規則第62号

金沢市教育プラザ富樫条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

金沢市教育プラザ富樫条例の一部を改正する条例(平成25年条例第12号)の施行期日は、平成25年12月1日とする。

金沢市職員被服貸与規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年11月21日

金 沢 市 長 山 野 之 義

●金沢市規則第63号

金沢市職員被服貸与規則等の一部を改正する規則

(金沢市職員被服貸与規則の一部改正)

第1条 金沢市職員被服貸与規則(昭和31年規則第29号)の一部を次のように改正する。

別表第3第2項の表中「教育プラザ富樫」を「教育プラザ」に改める。

(金沢市財務規則の一部改正)

第2条 金沢市財務規則(昭和39年規則第3号)の一部を次のように改正する。

第57条第1項第2号及び第3号中「教育プラザ富樫地域教育センター」を「教育プラザ地域教育センター」に改める。

(金沢市公印規則の一部改正)

第3条 金沢市公印規則(昭和50年規則第10号)の一部を次のように改正する。

別表力の表教育プラザ富樫子ども総合相談センター所長印の項を次のように改める。

教育プラザ子ども総合相談センター所長印	方20	てん書	所長名をもってする文書	子ども総合相談センター所長	1	<table border="1"> <tr> <td>所</td> <td>相</td> <td>こ</td> <td>教</td> <td>金</td> </tr> <tr> <td>相</td> <td>談</td> <td>ど</td> <td>育</td> <td>沢</td> </tr> <tr> <td>談</td> <td>セ</td> <td>も</td> <td>ブ</td> <td>市</td> </tr> <tr> <td>セ</td> <td>ン</td> <td>ト</td> <td>ラ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ン</td> <td>タ</td> <td>ー</td> <td>合</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ター</td> <td>ー</td> <td>所</td> <td>ザ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>所</td> <td>長</td> <td>印</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	所	相	こ	教	金	相	談	ど	育	沢	談	セ	も	ブ	市	セ	ン	ト	ラ		ン	タ	ー	合		ター	ー	所	ザ		所	長	印		
所	相	こ	教	金																																					
相	談	ど	育	沢																																					
談	セ	も	ブ	市																																					
セ	ン	ト	ラ																																						
ン	タ	ー	合																																						
ター	ー	所	ザ																																						
所	長	印																																							

附 則

この規則は、平成25年12月1日から施行する。

金沢市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年11月21日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第64号

金沢市財務規則の一部を改正する規則

金沢市財務規則（昭和39年規則第3号）の一部を次のように改正する。

第59条第1項中「第231条の3」の次に「、道路法（昭和27年法律第180号）第73条若しくは河川法（昭和39年法律第167号）第100条第1項において準用する同法第74条」を加え、同条第2項中「以内」の次に「（河川占用料を除く。）」を加える。

第196条第3項中「（昭和27年法律第180号）」を削る。

様式第33号（表）中「金沢市長 印」を「金沢市長 印」に、「あて先」を「宛先」に改め、同様式（裏）中「（道路占用料及び河川占用料にあつては、年14.5パーセント）の割合」を削り、「年7.3パーセント（当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が、年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合）」を「、年7.3パーセント）の割合（平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合とします。平成26年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。」に改め、同様式の備考中第2項を第4項とし、第1項を第3項とし、同備考に第1項及び第2項として次の2項を加える。

- 1 道路占用料にあつては、様式中「年14.6パーセント」とあるのは「年14.5パーセント」と、「年7.3パーセントの割合を加算した」とあるのは「年7.2パーセントの割合を加算した」とする。
- 2 河川占用料にあつては、様式中「年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合とします。平成26年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。」とあるのは、「年14.5パーセントの割合」とする。

附 則

この規則は、平成26年1月1日から施行する。

金沢市税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年11月21日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第65号

金沢市税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市税賦課徴収条例施行規則（昭和35年規則第15号）の一部を次のように改正する。

第8号様式、第9号様式、第12号様式、第15号様式、第20号様式及び第21号様式中「（当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が、年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合）の割合」を「）の割合（平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合とします。平成26年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。」に改める。

第34号様式を次のように改める。

第34号様式（第7条関係）

（表）

法人の市民税に係る更正（決定）通知書

地方税法第321条の11の規定により、次のとおり更正（決定）しましたので通知します。

年 月 日

金沢市長

印

整理番号		法人番号	事業年度又は 連結事業年度	年月日から 年月日まで
			法定納期限	年月日
			国税処理日	年月日
			指定納期限	年月日
			更正（決定） の理由	
区 分			既申告額	更正（決定）額
法人 税 割 額	課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額		円	円
	分割法人の課税標準額		円	円
	分割基準		/ 人	/ 人
	算出法人税割額		円	円
	外国の法人税等の額の控除額		円	円
	仮装経理に基づく法人税割額の控除額		円	円
	差引法人税割額		円	円
	既に納付の確定した当期分の法人税割額			円
	租税条約の実施に係る法人税割額の控除額		円	円
	差引納付（還付）すべき法人税割額			円
均 等 割 額	事務所等を有していた月数（ア）		月	月
	均等割額 × $\frac{（ア）}{12}$		円	円
	既に納付の確定した当期分の均等割額			円
	差引納付（還付）すべき均等割額			円
この通知により納付（還付）すべき税額				円

(裏)

この欄には、納付すべき税額を納付しなかった場合において執られるべき措置、この通知に不服がある場合における救済の方法、取消訴訟を行う場合の被告とすべき者及び出訴期間等を記入すること。

第54号様式中「(当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が、年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合)の割合」を「)の割合(平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあっては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合とします。平成26年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とします。)に改める。

第57号様式の2中「(当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が、年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合)の割合」を「)の割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用

年」という。) 中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とします。)に改める。

第59号様式及び第62号様式中「(当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が、年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合)の割合」を「)の割合(平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合とします。平成26年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とします。)に改める。

附 則

この規則は、平成26年1月1日から施行する。

教 育 委 員 会 規 則

金沢市教育委員会公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年11月21日

金沢市教育委員会委員長 田 邊 俊 治

●金沢市教育委員会規則第7号

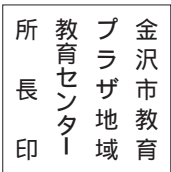

金沢市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

金沢市教育委員会公印規則(昭和27年教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第16号及び第17号を次のように改める。

- (16) 金沢市教育プラザ地域教育センター所長印
- (17) 金沢市教育プラザ研修相談センター所長印

別表金沢市教育プラザ富樫地域教育センター所長印の項及び金沢市教育プラザ富樫研修相談センター所長印の項を次のように改める。

教育プラザ地域教育センター所長印	方20	てん書	所長名をもってする文書	地域教育センター所長	1	
教育プラザ研修相談センター所長印	方20	てん書	所長名をもってする文書	研修相談センター所長	1	

附 則

この規則は、平成25年12月1日から施行する。

金沢市教育プラザ富樫条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年11月21日

金沢市教育委員会委員長 田 邊 俊 治

●金沢市教育委員会規則第8号

金沢市教育プラザ富樫条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市教育プラザ富樫条例施行規則（平成15年教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

金沢市教育プラザ条例施行規則

第1条中「金沢市教育プラザ富樫条例」を「金沢市教育プラザ条例」に改める。

第2条中「金沢市教育プラザ富樫」を「金沢市教育プラザ」に改め、「及び相談センター此花」を削る。

第4条第1項中「金沢市教育プラザ富樫地域教育センター体育館使用申請書」を「金沢市教育プラザ地域教育センター体育館使用申請書」に改め、同条第3項中「金沢市教育プラザ富樫地域教育センター体育館使用承認書」を「金沢市教育プラザ地域教育センター体育館使用承認書」に改め、同条第4項中「体育館を」を「体育館（金沢市教育プラザ此花体育館を除く。以下この項において同じ。）を」に改め、「（以下「使用料」という。）」を削る。

第5条中「基づき」の次に「体育館の」を加え、「金沢市教育プラザ富樫地域教育センター体育館使用料減免申請書」を「金沢市教育プラザ地域教育センター体育館使用料減免申請書」に改める。

第8条の見出しを「（金沢市教育プラザ運営委員会）」に改め、同条第1項中「金沢市教育プラザ富樫の」を「金沢市教育プラザの」に、「金沢市教育プラザ富樫運営委員会」を「金沢市教育プラザ運営委員会」に改める。

様式第1号から様式第3号までを次のように改める。

様式第1号（第4条関係）

金沢市教育プラザ地域教育センター体育館使用申請書

年 月 日

（宛先）金沢市教育委員会

申請者 住所
団体名
氏名

金沢市教育プラザの地域教育センターの体育館を使用したいので、次のとおり申請します。

使用する施設	金沢市教育プラザ富樫体育館 金沢市教育プラザ此花体育館	金沢市教育プラザ富樫 体育館の使用の範囲	
使用の目的			
使用の日時	年 月 日 (曜日)	時 分から 時 分まで	
使用予定の人員	人		
特別の設備の設置	する（設備の概要書を添えること。）		しない
主催者		会場使用責任者の 住所及び氏名	
備考			

様式第 2 号 (第 4 条関係)

収 第 号
年 月 日

金沢市教育プラザ地域教育センター体育館使用承認書

住所

団体名

氏名

様

金沢市教育委員会

印

年 月 日付けで申請のあった金沢市教育プラザの地域教育センターの体育館の使用については、次のとおり承認します。

使用する施設	金沢市教育プラザ富樫体育館 金沢市教育プラザ此花体育館	金沢市教育プラザ富樫 体育館の使用の範囲	
使用の目的			
使用の日時	年 月 日 (曜日)	時 分から 時 分まで	
使用予定の人員	人		
特別の設備の設置	する (設備の概要書を添えること。) しない		
主催者		会場使用責任者の 住所及び氏名	
使用料	円		
条件			

様式第3号 (第5条関係)

金沢市教育プラザ地域教育センター体育館使用料減免申請書

年 月 日

(宛先) 金沢市長

申請者 住所

団体名

氏名



(申請者本人が署名する場合は、押印を省略できます。)

金沢市教育プラザの地域教育センターの体育館の使用料の減免を受けたいので、次のとおり申請します。

使用する施設	金沢市教育プラザ富樫体育館 金沢市教育プラザ此花体育館		
使用の目的			
使用の日時	年 月 日 (曜日)	時 分から	時 分まで
使用料の額	円		
減免申請額	円		
申請の理由			

様式第4号中「金沢市教育プラザ富樫地域教育センター」を「金沢市教育プラザ地域教育センター」に、「金沢市教育プラザ富樫条例施行規則」を「金沢市教育プラザ条例施行規則」に改める。

附 則

- この規則は、平成25年12月1日から施行する。
- この規則の施行の際現に金沢市教育プラザ富樫運営委員会の委員である者は、この規則の施行の日に、改正後の第8条第3項の規定により金沢市教育プラザ運営委員会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる委員の任期は、改正後の第8条第4項の規定にかかわらず、その者の金沢市教育プラザ富樫運営委員会の委員としての残任期間と同一の期間とする。
- この規則の施行の際現に存する改正前の様式第1号及び様式第2号の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

平成25年(2013年)11月21日 印刷

平成25年(2013年)11月21日 発行

定価 120円

発行人

発行所

印刷所

石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市

金 沢 市 役 所

(株) 共 栄